

令和7年度第2回事業者連絡調整会議 質問及び回答

※資料内容について質問がありましたので、質問内容及び回答を掲載します。

資料内容に関する問合せは、下記連絡先までお願いいたします。

電子メール：koufuku@city.anjo.lg.jp

電話番号：0566-71-2290

質問対象説明事項	説明事項1
該当資料箇所	P3
質問内容	運営指導においてほとんどの事業所において何らかの指摘事項がある様ですが、指示事項ごとに事業所数をお示し頂けると注意すべき事項がより明確になると感じます。
回答	貴重なご意見ありがとうございます。 次回以降の資料作成時の参考にさせていただきます。

令和7年度第2回事業者連絡調整会議 質問及び回答

※資料内容について質問がありましたので、質問内容及び回答を掲載します。
資料内容に関する問合せは、下記連絡先までお願いいたします。

電子メール：koufuku@city.anjo.lg.jp

電話番号：0566-71-2290

質問対象説明事項	説明事項4・5
該当資料箇所	P20～22
質問内容	説明事項4・5に関しまして、令和8年度より、電子申請届出が義務化されますが、電子申請を行う書類は「指定更新」及び「変更届」とし、処遇改善計画書や実績報告書は従来通り郵送や持参での受付と考えてよろしいでしょうか？
回答	電子申請を行う手続きは原則「新規指定」、「指定更新」及び「変更届」です。 処遇改善の計画及び実績報告については、従来通り郵送や窓口での提出をお願いします。市公式ウェブサイトにも提出について掲載していますので参考にしてください。 【市公式ウェブサイト掲載場所】 ホーム > 生活・サービス > 福祉・介護・医療 > 高齢者の福祉 > 事業者向け情報 > 介護サービス事業所の各種手続きについて > 介護職員等処遇改善加算について